

## 保育士配置基準及び処遇改善状況について

### 1. 保育士配置基準について

※1ここで示す保育士配置基準は、「施設において雇用すべき保育士の人数」を意味する。各施設はここで示す保育士配置基準を満たすとともに、開所中の全ての時間帯において、児童の年齢と人数に応じた保育士を配置しなければならない。

#### A: 公定価格(国基準)における保育士配置基準

##### A-1: 基本分単価に含まれる職員構成

項目	必要配置人数
①年齢別配置基準	4歳以上児30人につき1人
	3歳児20人につき1人
	1, 2歳児6人につき1人
	乳児3人につき1人
②その他	定員90人以下の施設については1人
	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人

##### A-2: 加算部分に含まれる職員構成

項目	必要配置人数
①3歳児配置改善加算	年齢別配置基準の中で、「3歳児20人につき1人」とされているところを「3歳児15人に1人」とする
②主任保育士専任加算	主任業務に専任となる保育士の「代替保育士」1人

#### B: 区加算(区基準)における保育士配置基準

項目	必要配置人数
①一般保育所対策事業扶助	公定価格において、「1歳児6人につき1人」とされているところ「1歳児5人につき1人」とする
	定員が20人～60人の施設については1人
	定員が91人以上の施設については1人
②保育標準時間対応保育事業扶助	定員が61人以上の施設については1人
③一時保育事業扶助	一時保育利用児童の人数と年齢に応じた人数 ただし、2人を下回ることはできない(一時保育を通常保育と一体として実施している場合は1人)

## 2. 処遇改善状況について

国及び都の事業を参考にして、保育士等に対して以下のとおり処遇改善を行っております。

### (1) 処遇改善等加算

#### 【内容】

保育施設が保育士等の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、保育士等の平均勤続年数・経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じて、人件費の加算を行うものです。(保育施設に対して、公定価格に加算をして支払うもの)

#### 【金額】

各施設の状況に応じて2%から16%の範囲で処遇改善率を決定し、公定価格の処遇改善単価に2から16を掛けて算出します。

### (2) 保育士等キャリアアップ補助金

#### 【内容】

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助するものです。(区から保育施設に対して補助を行うもの)

#### 【金額】

保育認定(2号・3号認定)の利用定員及び年齢区分に応じた単価(各施設によって異なるもの)に、各月初日の在籍児童数を掛けて算出した額

### (3) 保育士等宿舎借り上げ支援事業費補助金

#### 【内容】

葛飾区内で保育施設を運営する事業者に対し、保育士等の宿舎の借上げを実施するための費用の一部を補助するものです。(区から保育施設に対して補助を行うもの)

#### 【金額】

事業者が支払う賃借料、礼金等の補助対象経費の7/8(ただし、82,000円/月を限度)